

第6波や今後の感染再拡大に対しても 先手対応で手を緩めることなく対策を講じる

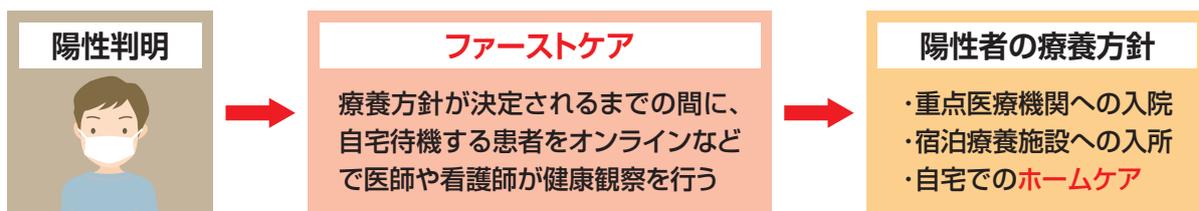
従来株に比べ、感染力の強い新型コロナウイルス感染症のオミクロン株は、年末年始以降全国に加速度的な感染拡大「第6波」をもたらしました。県では、医療提供体制を維持しつつ、早期の経済回復につなげるために、この波の高さをなるべく低く、幅をなるべく狭く抑えるよう先手対応の対策を講じてきました。

必要な人に必要な医療を提供する体制の充実

■ やまなしホームケアやファーストケアを導入

重症化リスクが比較的低いというオミクロン株の特性を踏まえ、ポストコロナにおける県民医療の強靱化に向けた歩みを進めていくことも視野に入れながら、一定の要件を満たす場合には医師の判断により、ご本人の同意の下、入院や入所をせず住み慣れた自宅で療養していただく「やまなしホームケア」を導入しました。

また、陽性が確認されてから重点医療機関への入院、宿泊療養施設への入所、ホームケアのいずれかの療養先が決まるまでの自宅待機中に、医師や看護師の健康観察が受けられる「ファーストケア」の運用も始めました。いずれも山梨大学や県医師会、各地区医師会の協力の下、万全の医療ケアを受けることができます。



■ 宿泊療養施設を追加開設

新規感染者のうち、軽症者や無症状者を対象とする宿泊療養施設に、笛吹市の甲斐リゾートホテルと甲府市のホテルクラウンヒルズ甲府の2施設を追加で開設しました。

甲斐リゾートホテルでは、一部屋に家族が療養でき一緒に過ごすことができます。

宿泊療養施設はこの2施設の169室を加え、全8施設、1,135室を確保して運用をしています。



家族で療養できる宿泊療養施設

追加(3回目)ワクチン接種の促進

■ 大規模接種会場を設置

これまで、発症、重症化リスクの低減と、市町村の接種体制への負担軽減のために、県はワクチン未接種者への接種会場を設置して、接種率向上に効果を上げてきましたが、昨今のオミクロン株や新たな変異株に備えるため、追加接種となる3回目のワクチン接種対象者や1、2回目のワクチン未接種者への大規模接種を2月19日から開始しました。

県内各地でワクチン接種を促進させるため、県立美術館や県立文学館、アイメッセ山梨(いずれも甲府市)、アピオプラザ都留(都留市)、西桂町さずな未来館(西桂町)に会場を設置しました。



県が設置した大規模接種会場(県立美術館)

いち早い経済回復と成長軌道への回帰に向けて

県では、県民や事業者の皆さまのご協力の下、第6波収束後のいち早い経済回復と成長軌道への回帰に向け、全力で取り組んでいます。

■ やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン

やまなしグリーン・ゾーン認証を取得した飲食店などで利用できる、20%お得なプレミアム食事券を販売しています。お店が定める感染防止のルールを守って、食事やテイクアウトなどにご利用ください。

【販売・利用期間】 6月30日(木)まで

【利用対象店舗】 やまなしグリーン・ゾーン認証を取得し、
キャンペーンに参加登録した飲食店など

【販売額(利用可能額)】 1セット8,000円(10,000円)

※1セットは1,000円券の10枚つづり

【販売場所】 県内の郵便局、商業施設など

【問い合わせ先】 プレミアム食事券事務局

〈利用者向け〉TEL 050-5443-1193(午前10時~午後5時(平日))

〈飲食店向け〉TEL 055-249-8195 (午前10時~午後5時(平日))

山梨 プレミアム食事券



■ 県内事業者に対する金融支援

オミクロン株の急激な感染拡大を受け、当面の運転資金が不足している小規模企業者への支援として、短期事業資金に対する利子補給を行うとともに、返済に苦慮している事業者への支援として、借換融資制度を創設しました。

短期事業資金(利子補給の新設)		新型コロナウイルス感染症関連借換融資	
限度額:500万円	実施期間:~令和4年8月31日	限度額:1,000万円	実施期間:~令和5年3月31日
貸付期間:6カ月以内		貸付期間:10年以内(据置3年以内)	保証料:全額補助
年利率:1.7%(全額補給)		年利率:2.1%(借換時から2年間は全額補給)	
対象:小規模企業者 (従業員数20人以下、商業・サービス業は5人以下)		対象:R2年度のコロナ対策融資(ゼロゼロ融資)及び R3年度の経済変動対策融資 (セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証)からの借り換え	

【問い合わせ先】 中小企業金融相談窓口 TEL 055-223-1554(午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く平日))

■ 事業復活支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売り上げが減少した事業者には国から事業復活支援金が給付されます。商工会議所、商工会、農協、税理士・行政書士等の士業、金融機関などの身近な登録確認機関にご相談ください。



【申請期間】 5月31日(火)まで

【給付額】 基準期間^{※1}の売上高-対象月^{※2}の売上高×5カ月分

※1 2018年11月~2019年3月/2019年11月~2020年3月
/2020年11月~2021年3月のいずれかの期間
なお、売上高減少率と法人・個人の区分に応じて給付額に上限があります

※2 2021年11月~2022年3月のいずれかの月

【申請方法】

国の一時支援金や月次支援金を過去に



【問い合わせ先】

〈制度に関すること〉
事業復活支援金事務局相談窓口
TEL 0120-789-140
(午前8時30分~午後7時(土日含む))

〈給付支援に関すること〉
甲府商工会議所や富士吉田商工会議所、
県内の商工会など身近な登録確認機関

発熱^{けんたい}や倦怠感など、少しでも体調の変化を感じたときは、外出を控え、まずはかかりつけ医など最寄りの医療機関に相談してください。相談先に迷う場合や夜間・休日などは、24時間対応の受診・相談センターにご連絡ください。

山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター COVID-19 Information Center		甲府市受診・相談センター (甲府市にお住まいの方)	
日本語(Japanese) TEL 055-223-8896	Multilingual(19 languages) TEL 092-687-7953	TEL 055-237-8952	